

岡山県エコアクション 21 認証取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者がエコアクション 21 の認証・登録を受け、温室効果ガス及び廃棄物の排出量削減等の環境負荷を低減する取組を支援するため、事業者がエコアクション 21 の認証・登録を受けるために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、エコアクション 21 とは、環境省が策定した「エコアクション 21 ガイドライン」に基づき、環境への取組を総合的に進めることができる規格として、一般財団法人持続性推進機構（以下「中央事務局」という。）が認証・登録する制度をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県税の滞納がなく、県内に事業所を有し、エコアクション 21 の新規認証・登録を受けた事業者とする。ただし、他団体等から第5条に規定する補助対象経費に係る補助金を受けた者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、その役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第15号ロに規定する役員をいう。）が次の各号のいずれかに該当する事業者又は次の各号のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している事業者は、この補助金の交付を申請することができない。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者が県内の事業所を対象として、エコアクション 21 の登録・認証審査申込日から起算して1年以内にエコアクション 21 の新規認証・登録を受ける事業とする。ただし、既に認証・登録を受けている事業者が県内の他の事業所を追加登録する場合は補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象者がエコアクション 21 の新規認証・登録に要した経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、県内及び県外の事業所について同時に認証・登録を受けようとする場合は、当該認証・登録の対象となる全事業所の従業員に占める県内の事業所の従業員数の割合を乗じた額とする。

- (1) 審査人に支払う審査料（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 審査人の交通費及び宿泊費（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 中央事務局に支払う認証・登録料（消費税及び地方消費税を含む。）

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、エコアクション21の認証・登録を受けた日が属する年度の末日(閉庁日の場合はその前日とする。)までに補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、次の(4)以外は、電子ファイルによる提出も可とする。

- (1) 企業概要書(様式第2号)
- (2) エコアクション21の認証・登録を証明する書類の写し
- (3) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (4) 登記事項証明書
- (5) 法人に係る県税完納証明書の写し
- (6) 誓約書(様式第3号)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 知事は、前条の規定により提出された補助金交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の交付決定及び額の確定(以下「交付決定等」という。)を行い、補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 交付決定等を受けた事業者(以下「交付対象者」という。)は、交付決定等の通知を受けた後、補助金の支払いを受けようとするときは、知事が別に定める期限までに補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(関係書類の整備保管)

第10条 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(補助金の返納)

第11条 知事は、交付対象者がこの要綱の規定に違反したと認める場合は、当該交付対象者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返納を命ずることができる。

(報告及び検査等)

第12条 知事は、必要があると認める場合は、交付対象者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後にエコアクション21の認証・登録を受けた事業者について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後にエコアクション21の認証・登録を受けた事業者について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、同日以後にエコアクション21の認証・登録を受けた事業者について適用する。